

恵庭市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月23日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第11号

恵庭市火災予防規則の一部を改正する規則

恵庭市火災予防規則（昭和58年規則第9号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第4条（略）	第1条～第4条（略）
第4の2 <u>削除</u>	
(防火管理教育担当者)	
第4条の3 <u>条例第40条の3第2項の消防長が指定する資格を有する者とは、次の各号のいずれかの者をいう。</u>	
(1) <u>消防機関その他法人等が防火管理教育担当者として必要な知識及び技能を修得させるため実施する講習のうち消防長が認める講習の課程を修了している者</u>	
(2) <u>前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると消防長が認める者</u>	
2 <u>条例第40条の3第3項に規定する届出は、防火管理教育担当者選任(解任)届出書(第2号様式の2)によらなければならない。</u>	
(防災管理教育担当者)	
第4条の4 <u>条例第40条の4第2項の消防長が指定する資格を有する者とは、前条の消防長が指定する資格を有する者であって、かつ、次の各号のいずれかの者をいう。</u>	

現行	改正案
<p>(1) <u>消防機関その他法人等が防災管理教育担当者として必要な知識及び技能を修得させるため実施する講習のうち消防長が認める講習の課程を修了している者</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると消防長が認める者</u></p> <p>2 <u>条例第 40 条の 4 第 3 項に規定する届出は、防災管理教育担当者選任(解任)届出書(第 2 号様式の 3)によらなければならない。</u></p>	
<p>第 4 条の 5 (略)</p>	<p>第 4 条の 2 (略)</p>
<p>(指定催しの通知)</p> <p>第 4 条の 6 <u>条例第 48 条の 3 第 3 項の規定による指定催しを主催する者への通知は、指定催しの指定通知書(第 2 号様式の 4)によるものとする。</u></p>	<p>(指定催しの通知)</p> <p>第 4 条の 3 <u>条例第 48 条の 3 第 3 項の規定による指定催しを主催する者への通知は、指定催しの指定通知書(第 2 号様式の 2)によるものとする。</u></p>
<p>(火災予防上必要な業務に関する計画)</p> <p>第 4 条の 7 <u>条例第 48 条の 4 第 2 項の規定による火災予防上必要な業務に関する計画は、火災予防上必要な業務に関する計画書(第 2 号様式の 5)により作成するものとする。</u></p>	<p>(火災予防上必要な業務に関する計画)</p> <p>第 4 条の 4 <u>条例第 48 条の 4 第 2 項の規定による火災予防上必要な業務に関する計画は、火災予防上必要な業務に関する計画書(第 2 号様式の 3)により作成するものとする。</u></p>
<p>第 5 条・第 6 条 (略)</p>	<p>第 5 条・第 6 条 (略)</p>
<p>(火を使用する設備等の設置及び変更の届出)</p> <p>第 7 条 <u>条例第 50 条の規定による火を使用する設備等の設置及び位置等の変更の届出は、同条各号の設備に対応して掲げる次の各号に定める様式によるものとする。</u></p> <p>(1) <u>第 1 号から第 8 号の 2 までの設備 炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備</u>  <u>_____・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機設置届出書(第 4 号様式)</u></p> <p>(2)~(4) (略)</p>	<p>(火を使用する設備等の設置及び変更の届出)</p> <p>第 7 条 <u>条例第 50 条の規定による火を使用する設備等の設置及び位置等の変更の届出は、同条各号の設備に対応して掲げる次の各号に定める様式によるものとする。</u></p> <p>(1) <u>第 1 号から第 8 号の 2 までの設備 炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・簡易サウナ設備・一般サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機設置届出書(第 4 号様式)</u></p> <p>(2)~(4) (略)</p>







現行	改正案
第5号様式～第17号様式 (略)	第5号様式～第17号様式 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規則は、令和8年3月31日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の恵庭市火災予防規則の規定により行った届出については、改正後の恵庭市火災予防規則の規定により行った届出とみなす。